



茨城労働局発表
令和元年 5 月 31 日(金)

【照会先】
茨城労働局総務部 労働保険徴収室
室長 柳橋 清美
室長補佐 生天目和春
(代表電話)029(224)6211(内線 151)
(直通電話)029(224)6213

労働保険(労災保険・雇用保険) 及び一般拠出金の年度更新について

【労働保険の年度更新の手続き】

- 事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 15 条)と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 19 条)の手続きが必要です。〔年度更新〕
※労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(「保険年度」)を単位として、その間すべての労働者(雇用保険については、被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業の業種ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。
- 今年度は、**6月3日から7月10日までの間**に年度更新の手続きをお願いします。
※手続きが遅れた場合、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがあります。

【今年度対象となる事業場等】

- 対象事業場は、33,707 事業場です。(平成 30 年度は、33,223 事業場)

【受理相談会】

7月8日から7月10日において、県内各地で受理相談会を実施します。(別添1)相談会では、事業主の申告書作成のサポートを行います。

【労働保険料の口座振替制度】

口座振替の納付日に保険料を引き落とし、納付する制度です。口座振替手数料は無料で、保険料の引き落としに最大約2ヶ月ゆとりができること等のメリットがあります。(別添2)

【電子申請】

電子申請は前年度の申告情報が取り込めるので、次年度からは変更と修正だけです。入力チェック・計算機能があるので記入ミスを防げて簡単・便利です。また、労働局や労働基準監督署等の窓口に出向く必要がなく自宅やオフィスから、インターネットを経由して、24時間いつでも申請や届出ができます。(別添3)

安心して働きたい!



申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

・労災保険・雇用保険

6/3 ▶ 7/10

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
●電子申請は特権券を問わず、いつでも申請が可視です。是非ご利用ください。

厚生労働省 年度更新お知らせページ | 年度更新 お知らせ | 年度更新

厚生労働省 茨城労働局・茨城労働局総務部・労働保険徴収室・労務課労務課・労務課労務課
1-10 茨城労働局総務部労働保険課 茨城労働局総務部労働保険課
厚生労働省ホームページ www.mhlw.go.jp

【別添資料】

- 別添1 年度更新申告書受理相談会について
- 別添2 労働保険料等の口座振替制度等について
- 別添3 総務部総務課 山口六平田が、オススメする「労働保険の電子申請」。
- 別添4 労働保険料(労災保険料、雇用保険料)の使用用途について